

事業に対する被害を防止するための
特定ライフル銃の所持許可の特例的運用に関する質疑応答集（北海道版）

本質疑応答集は、「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）」（令和6年11月29日付け警察庁丁保発第147号）（以下、「特例通達」という）及び「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通知）」（令和6年11月29日付け6農振第1998号ほか）（以下、「特例通知」という）に基づく特定ライフル銃の所持許可の特例的運用に関して、特例通達及び特例通知に係る道内機関及び申請者による制度理解に資することを目的に、一部については北海道からの質問に対する関係省庁（警察庁、農林水産省及び環境省）からの回答を基に、北海道が作成したものです。

なお、今後の問い合わせ等に応じて、項目の追加等を行う可能性があります。

また、本資料に掲載のない項目等については、関係省庁が作成した質疑応答集を参照ください。

※ 本資料において、「行政QA」は関係省庁が作成した「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用に関する質疑応答集（行政機関向け）（令和7年2月6日（第2版））」を、「従事者QA」は同じく「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用に関する質疑応答集（捕獲従事者向け）（令和7年2月6日（第2版））」を指します。

目次

- 問1 同一人物が特例①と特例②の両方の適用を受けることは可能ですか。【特例通達 別紙第1及び第2関係】
- 問2 特例①の認定鳥獣等捕獲事業者等の捕獲従事者が行う、知事に対する確認の求めはどのように行えばよいですか。【特例通達 別紙第1の3(1)ウ関係】
- 問3 特例①において、都道府県知事は確認書を作成・交付するにあたり、「対象獣類」「捕獲等すべき地域・区域」「捕獲等が必要と認められる期間」を定めるとされているところ、行政QA問9において、「都道府県におかれては、確認書の円滑な発行のため、対象獣類や捕獲すべき地域・区域等について、事前に検討するとともに、市町村に情報共有しておくことが望ましい」とされているが、道はどのように対応していますか。【特例通達 別紙第1の3(1)エ及び(2)ウ関係】
- [更問] 道が定めた「対象獣類」のうち、捕獲等しようとしめない獣類がある場合は、どのようにしたらよいですか。
- 問4 特例①の市町村長による都道府県知事への情報提供はどのように行えばよいですか。【特例通達 別紙第1の3(2)イ関係】
- 問5 特例①により所持許可申請を行い、許可された特定ライフル銃について、確認書記載の「捕獲等が必要と認められる期間」が満了した場合、当該銃は所持できなくなりますか。【特例通達 別紙第1の3(1)エ及び(2)ウ関係】
- 問6 特例②の「都道府県からの国に対する事業被害防止の必要性に関する通知」について、発出したいずれの獣類の通知においても有効期間を令和9年3月31日までとしている理由はなんですか。【特例通知 別紙の3関係】
- [更問] 当該通知に基づき所持許可申請を行い、許可された特定ライフル銃の所持許可期間中に、通知の有効期間が満了した場合、所持許可の効力は失われますか。
- [更問] 当該通知の有効期間満了後は、特例②による所持許可申請はできないのでしょうか。
- 問7 特例②の「都道府県からの国に対する事業被害防止の必要性に関する通知」の発出状況はどのようになっていますか。【特例通達 別紙第2の1関係】
- 問8 特例②の「都道府県からの国に対する事業被害防止の必要性に関する通知」について、今後、エゾシカ及びヒグマ以外を対象獣類とする予定はありますか。【特例通達 別紙第2の3関係】

問1 同一人物が特例①と特例②の両方の適用を受けることは可能ですか。【特例通達 別紙第1及び第2関係】

(答)

特例通達 別紙第1の1に該当する方(条件を満たす認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者又は被害防止計画捕獲従事者)に限り可能です。

なお、北海道では、エゾシカ及びヒグマについては特例②における通知において、全道を「捕獲等すべき地域・区域」としてしていますので、それら獣類については特例②により所持許可申請手続きを行い、それら以外の獣類のうち、別途定める特例①の対象獣類の捕獲等を行う場合は、併せて特例①により所持許可申請手続きを行ってください。

問2 特例①の認定鳥獣等捕獲事業者等の捕獲従事者が行う、知事に対する確認の求めはどのように行えばよいですか。【特例通達 別紙第1の3 (1)ウ関係】

(答)

道が定めた「認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者に対する特定ライフル銃所持許可の特例的運用に係る確認書交付事務取扱要領」に基づき行ってください。

[更問] 道の確認書交付事務担当部署はどこですか。

(答)

次のとおりです。（被害防止計画捕獲従事者に係る事務担当部署とは異なります。）

なお、各（総合）振興局では所管等していませんので、直接下記本庁部署にご連絡ください。

【認定鳥獣等捕獲事業者等の捕獲従事者に係る確認書交付事務担当部署】

〒060-8588 札幌市中央来北3条西6丁目

北海道 環境生活部 自然環境局 野生動物対策課 野生鳥獣係

011-204-5205

kansei.yasei@pref.hokkaido.lg.jp

問3 特例①において、都道府県知事は確認書を作成・交付するにあたり、「対象獣類」「捕獲等すべき地域・区域」「捕獲等が必要と認められる期間」を定めるとされているところ、行政QA問9において、「都道府県におかれては、確認書の円滑な発行のため、対象獣類や捕獲すべき地域・区域等について、事前に検討するとともに、市町村に情報共有しておくことが望ましい」とされているが、道はどのように対応していますか。【特例通達 別紙第1の3(1)エ及び(2)ウ関係】

(答)

「特定ライフル銃の所持許可の特例的運用に係る北海道知事が交付する確認書に記載する対象獣类等」(令和7年2月28日)において、「対象獣類」「捕獲等すべき地域・区域」「捕獲等が必要と認められる期間」を定め、公表していますので、ご確認ください。

[更問] 道が定めた「対象獣類」のうち、捕獲等しようとしなない獣類がある場合は、どのようにしたらよいですか。

(答)

「認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者に対する特定ライフル銃所持許可の特例的運用に係る確認書交付事務取扱要領」又は「被害防止計画捕獲従事者に対する特定ライフル銃所持許可の特例的運用に係る確認書交付事務取扱要領」の各別記様式2「都道府県による確認書交付申請書」において、当該獣類については確認書への記載を求める対象獣類に含めないことを明らかにしていただければ、当該獣類については確認書に記載しないこととしています。

問4 特例①の市町村長による都道府県知事への情報提供はどのように行えばよいですか。

【特例通達 別紙第1の3(2)イ関係】

(答)

道が定めた「被害防止計画捕獲従事者に対する特定ライフル銃所持許可の特例的運用に係る確認書交付事務取扱要領」に基づき行ってください。

[更問] 道の確認書交付事務担当部署はどこですか。

(答)

次のとおりです。(認定鳥獣等捕獲事業者等の捕獲従事者に係る事務担当部署とは異なります。)

なお、各（総合）振興局では所管等していませんので、直接下記本庁部署にご連絡ください。

【鳥獣被害防止計画捕獲従事者に係る確認書交付事務担当部署】

〒060-8588 札幌市中央来北3条西6丁目

北海道 農政部 食の安全・みどりの農業推進局

食品政策課 みどりの食料システム戦略室

011-204-5226

shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp

問5 特例①により所持許可申請を行い、許可された特定ライフル銃について、確認書記載の「捕獲等が必要と認められる期間」が満了した場合、当該銃は所持できなくなりますか。
【特例通達 別紙第1の3(1)エ及び(2)ウ関係】

(答)

道からの当該質問に対し、関係省庁は「捕獲等が必要と認められる期間」の上限を3年間としている(特例通達別添様式第2号備考3)のは、猟銃の所持許可が3年更新であるため。特例を継続するためには、更新手続の都度、確認書を提出いただく必要がある。更新に際して、都道府県が確認書を発行しなかった(申請者が確認書を提出しなかった)場合、推薦書のみに基づく現行特例の対象となることから、当該特定ライフル銃の使用は、事業捕獲や被害防止計画捕獲の活動に限定される。」と回答しています。

問6 特例②の「都道府県からの国に対する事業被害防止の必要性に関する通知」について、発出したいずれの獣類の通知においても有効期間を令和9年3月31日までとしている理由はなんですか。【特例通知 別紙の3関係】

(答)

エゾシカ及びヒグマに係る当該通知については、いずれも第二種特定鳥獣管理計画を添付することにより発出したものであることから、特例通知別紙の3の規定により、有効期限は両計画の有効期間中となるものです。

[更問] 当該通知に基づき所持許可申請を行い、許可された特定ライフル銃の所持許可期間中に、通知の有効期間が満了した場合、所持許可の効力は失われますか。

(答)

道からの当該質問に対し、関係省庁は「所持許可の有効期間満了まで効力を有します。」と回答しています。

[更問] 当該通知の有効期間満了後は、特例②による所持許可申請はできないのでしょうか。

(答)

いずれの獣類についても、新たな計画が策定された場合であって、当該計画を添付することにより新たな通知を発出した場合には、当該通知は当該計画の期間中有効となります。

問7 特例②の「都道府県からの国に対する事業被害防止の必要性に関する通知」の発出状況はどのようになっていますか。【特例通達 別紙第2の1関係】

(答)

道では、エゾシカ及びヒグマを対象獣類とする当該通知を令和7年2月28日付けで発出しています。

なお、両獣類の通知において、対象地域・区域については「北海道全域」、通知の有効期間は「発出の日から令和9年3月31日まで」としています。

問8 特例②の「都道府県からの国に対する事業被害防止の必要性に関する通知」について、今後、エゾシカ及びヒグマ以外を対象獣類とする予定はありますか。【特例通達 別紙第2の3 関係】

(答)

特例通達において、「通知において指定される獣類として、現時点で、ニホンジカ、イノシシ、ヒグマ及びツキノワグマが想定されている。ただし、獣類の範囲については、都道府県における捕獲等の実情を踏まえて、必要に応じて環境省、農水省及び警察庁において見直されることとされている。」とされ、さらに行政QA問13では、「ニホンジカ、イノシシ、ヒグマ及びツキノワグマ以外にも、特定ライフル銃を用いた単弾による捕獲でなければ対応が困難な獣類による事業被害が発生することも考えられることから、どのような獣類に特例②を活用できるかという点については、都道府県における捕獲等の実情を踏まえた上で、必要に応じ、環境省、農水省及び警察庁において検討します。」とされていることから、道では、対象獣類の追加等については国の検討状況を踏まえ、検討することとなります。